

議案第 64 号

議決第 号

始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件

始良市都市計画税条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）5月15日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市都市計画税条例の一部を改正する条例

（始良市都市計画税条例の一部改正）

第1条 始良市都市計画税条例（平成22年始良市条例第81号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 始良市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。